

軍学接近「一線」どこに

表題は朝日新聞 12 月 11 日朝刊。リードから一防衛省が公募する「安全保障技術研究推進制度」をめぐる、大学の対応が分かれている。軍事研究への加担を懸念して応募を認めない大学がある一方、研究費獲得のために有効と考える大学も。軍事研究と距離を置いてきた日本の大学の姿勢が問われている。



ノーベル賞の益川敏英さんは「一度受け取れば深みに」と。益川さんらしく鋭く語る。

研究費が減る中、現役の研究者は防衛省の資金も背に腹はかえられないと言うかもしれないが、いったん立ち止まって欲しい。防衛省が安全保障技術研究推進制度で示している研究テーマは今のところ、すぐに戦争協力だと言えるものはない。しかし、資金を一度受け取れば、その研究者は直接的に軍事研究につながるテーマに一本釣りされ、深みにはまってしまうと思う。

科学は発達した結果、民生にも軍事にも使えるデュアルユースの問題をはらむようになり、区別をつけるのは難しい。だから、軍事研究かどうかはどんな機関が何の目的で資金を出しているかで判断するべきだ。

防衛と戦争の線引きも難しいことを考えれば、防衛省は戦争を遂行するための省庁。仮に研究テーマが文部科学省と同じだとしても、防衛省の資金による研究はゆくゆくは戦争に使われる可能性が否定できない。殺されるのも嫌だけど、殺す方に回る方がもっとしんどいと思う。

日経新聞 11 月 28 日「経済教室」で、大西隆・日本学術会議会長は個人の文責と断りながら、次のように述べている。安全保障と学術に関して少なくとも 4 つの立場が存在すると考えるようになった。このなかで③自衛隊の存立を認め、大学などの研究者がその装備のための研究開発をすることを認めるが、種々の条件が守られるべきだ。

この立場の諸条件、つまり自衛目的に限定して、大学などの研究者が将来の装備品開発に役立つかもしれない基礎的な研究をすることを可能とする条件について…最も重要なのは、研究目的が自衛装備の範囲内であることの説明責任を、研究資金を提供する側、研究実施者、さらに実施者が属する機関がそれぞれ果たすことだ。

これを読んで大いに疑問に感じたのは、防衛機密とか特定秘密保護法などで、こんな説明責任が果たされるとは考えにくいことだ。それに「自衛目的」はどんどん拡大解釈されることも。軍学接近「一線」どこに。学問と研究のあり方が問われている。

(2016 年 12 月 28 日)